

答申第 241 号

情公第 1293 号

令和 7 年 6 月 2 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県個人情報保護審査会
会 長 高 橋 良

保有個人情報不訂正処分に関する審査請求について（答申）

令和 6 年 4 月 1 日付けで諮問された特定診察結果等に関する文書等訂正の件
（諮問第 259 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、審査請求人からの令和5年9月21日付け保有個人情報訂正請求に対し、別表の項番②から④までの「対象文書」欄に掲げる各行政文書中の同表の「訂正前」欄に掲げる保有個人情報について不訂正決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和5年5月30日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、「措置入院に関する医療情報」（以下「本件保有個人情報」という。）について、保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し、実施機関は、令和5年6月6日付けで、法第83条第2項の規定に基づいて開示決定等の期間を延長した上で、同年6月22日付けで、保有個人情報一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、法第90条第1項の規定に基づき、令和5年9月21日付けで、実施機関に対して、本件保有個人情報のうち、別表の項番①から④までの「対象文書」欄に掲げる各行政文書中の同表の「訂正前」欄に掲げる情報について、保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- (4) 本件訂正請求に対し、実施機関は令和5年10月17日付けで、法第94条第2項の規定に基づき保有個人情報訂正決定等期間の延長決定を行った上で、同年11月15日付けで、別表の項番①の「対象文書」欄に掲げる行政文書中の、同表の「訂正前」欄に掲げる情報を「求める訂正の内容」欄に訂正することについては、法第93条第1項の規定に基づき保有個人情報の訂正決定を行った。一方、別表の項番②から④の「対象文書」欄に掲げる行政文書中の、同表の「訂正前」欄に掲げる情報を「求める訂正の内容」欄に訂正することについては、同条第2項の規定に基づき保有個人情報の不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行った。

- (5) 審査請求人は、令和6年2月8日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分を取り消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(省略)

4 実施機関（担当：健康医療局精神保健福祉センター）の主張要旨

- (1) 措置入院に関する診断書及び精神保健診察結果書（以下「診断書等」という。）に記載する内容は、本人や家族等の診察や、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第23条に基づいて作成された通報受書（以下「通報受書」という。）等の資料を基に精神保健指定医が記載しており、診察時に確認した事実以外の内容を記載することはない。また、審査請求人に対する診察に係る通報受書は、保存期間が5年と定められており当所は文書を保有していないため、診断書等に相違があると認められる事実が確認できない。以上の点から訂正の必要はないと判断した。
- (2) 本件は、精神保健福祉法第23条の規定に基づく通報がされたものである。この通報は、職務執行中の警察官が、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められるものを発見した時に、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならないというものであり、警察官が警察官職務執行法第3条と同様の基準で確認し、通報するかどうかの判断をしている。本県では、警察官から通報を受けた際、その時点で警察官が把握している事実を聞き取り、通報受書を作成している。通報受書は精神保健福祉法に基づく調査を実施する上での基礎的な書類として位置付けられる。そして、診断書等に記載する内容は、本人や家族等の診察や、通報受書の記載内容等を基に精神保健指定医が記載している。そのため、診察時に確認した事実以外の内容を記載することはないため、その内容に誤りはなく訂正の必要はないと判断する。

なお、別表の項番①に掲げる「対象文書」欄に掲げる行政文書中の同表

の「訂正前」欄に掲げる情報については、審査請求人から訂正請求の趣旨を裏付ける根拠（改正原戸籍や運転免許証）の提出があったため訂正を行った。

5 審査会の判断理由

審査請求人は本件処分の取消しを求める審査請求を行っていることから、以下、本件処分の妥当性を検討する。

(1) 訂正義務の要件

法第 92 条は「行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定していることから、たとえ「当該訂正請求に理由があると認めるとき」、すなわち実施機関の保有個人情報について事実には誤りがあると認めるときであっても、訂正をすることが「当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内」と認められない場合には、実施機関に訂正義務は生じないこととなる。

法がこのように訂正義務の要件を規定していることからすれば、訂正請求に対する処分の時点において訂正を行うことが、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えると認められる場合には、当該保有個人情報の事実には誤りがあるか否かを判断するまでもなく、実施機関に訂正義務は生じないものと解すべきである。

(2) 本件保有個人情報の利用目的について

実施機関は、本件一部開示決定通知書において、本件保有個人情報の利用目的を「精神保健福祉法第23条通報に基づき行われる精神保健指定医の診察のため」（以下「本件利用目的」という。）としているから、この点を検討する。

まず、精神保健福祉法第27条第1項は「都道府県知事は、第22条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。」と規定していることから、本件利用目的で示されている「精

神保健指定医の診察」とは、同規定による診察を指すものと認められる。

そして、精神保健福祉法第29条第1項は「都道府県知事は、第27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。」と規定するとともに、同条第2項は「前項の場合において都道府県知事がその者を入院させるには、その指定する二人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならない。」と規定している。

当審査会が確認したところ、別表の項番②の「対象文書」欄に掲げる「精神保健診察結果書（2人目）」には、「患者」欄に審査請求人の氏名が記載され、「精神障害の有無」、「診断名」及び「問題行動」の各欄に審査請求人の具体的な病名等が記載された上で、「医学的総合判断」欄において「要措置」の判断が特定病院においてなされたことが認められる。また、別表の項番③及び④の「対象文書」欄に掲げる「措置入院に関する診断書（1人目）」には、「被診察者」として審査請求人の氏名が記載されるとともに、「病名」、「問題行動」、「生活歴及び現病歴」及び「診察時の特記事項」の各欄に審査請求人の具体的な病名等が記載された上で、「医学的総合判断」欄において特定の精神保健指定医による「要措置」との判断及び「行政庁の措置」欄として「特定病院への措置入院」との判断がなされたことが認められる。

以上の精神保健福祉法第29条に規定する入院措置の手續及び診断書等の記載を踏まえると、本件保有個人情報、精神保健福祉法に基づく入院措置の要否判断のための診察に利用されていると認められる。

(3) 本件保有個人情報の訂正義務の有無について

当審査会が実施機関に確認したところ、審査請求人の入院措置は、本件処分時（令和5年11月15日）の20年以上前（平成14年11月18日）に決定

され、既に解除されていることが認められた。すると、実施機関の説明する本件利用目的を踏まえれば、本件利用目的が既に達せられていることは明らかであるから、本件訂正請求に対して訂正を行うことは、本件利用目的の達成に必要な範囲を超えるものといわざるを得ない。

したがって、本件訂正請求に対して本件保有個人情報の訂正を行うことは、法第92条に規定する「利用目的の達成に必要な範囲内」とは認められないため、本件保有個人情報の事実誤りがあるか否かを判断するまでもなく、実施機関に訂正義務は生じない。

(4) 結論

以上のことから、実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。

6 附言

実施機関は別表の項番①の「対象文書」欄に掲げる各行政文書中の「訂正前」欄に掲げる保有個人情報については訂正決定を行っているが、当該保有個人情報も審査請求人の入院措置の要否を決定するに当たり作成されたものと認められることから、上記5(3)と同様の理由により、その利用目的は既に達せられていることは明らかであるから、実施機関には法第92条の規定に基づく訂正義務はなかったことを申し添える。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

(省略)

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 4 月 10 日 (収受)	○ 諮問
令和 6 年 8 月 8 日	○ 行政不服審査法第 81 条第 3 項の規定により準用 する第 76 条の規定に基づき審査請求人から提出さ れた資料を収受
令和 7 年 3 月 18 日 (第 353 回審査会)	○ 審議
令和 7 年 4 月 21 日 (第 354 回審査会)	○ 審議
令和 7 年 5 月 27 日 (第 355 回審査会)	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
飯 島 奈津子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
嘉 藤 亮	神 奈 川 大 学 教 授	会長職務代理者
金 井 恵里可	文 教 大 学 教 授	
高 橋 良	弁護士（神奈川県弁護士会）	会 長
中 寫 慶 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和 7 年 6 月 2 日現在）（五十音順）